

行政視察報告書

平成27年 8月17日

視察委員会名	産業建設委員会		
報告書作成者	副委員長 中崎 孝彦 印		
出席者氏名	委員長 新 秀隆 副委員長 中崎 孝彦		
	委員 小坂 直親 服部 孝規 鈴木 達夫		
欠席者氏名	なし		
所管職員氏名	上下水道局長 草川 博昭	随行職員氏名	議会事務局 新山 さおり

視察日	視察先	視察目的
7月22日	岐阜県美濃加茂市	下水道事業の取り組みについて ・ 公共下水道事業の取り組みについて ・ 農業集落排水事業の取り組みについて
7月23日	長野県伊那市	下水道事業の取り組みについて ・ 公共下水道事業の取り組みについて ・ 浄化槽市町村整備推進事業の取り組みについて

美濃加茂市

【視察概要】

美濃加茂市の下水道は、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水及び合併浄化槽により整備されている。

昭和60年度に美濃加茂市流域関連公共下水道事業基本計画が策定され、昭和63年度から事業に着手し、平成6年10月から流域関連公共下水道、農業集落排水、単独公共下水道の供用が順次開始された。

平成26年度末で普及率は95.7%、水洗化率は83.9%となっている。

平成24年度から、すべての下水道事業に地方公営企業法の全部を適用しているが、移行時には、建設整備はほぼ終了しており、財政状況や管渠・処理場の減価償却分析、更新計画による将来負担等の把握が困難であった。

事業運営においては、使用料収入だけでは賄いきれず、一般会計からの多額の繰入金に頼らなければならない状況にあり、短期間で集中して下水道整備を進めたこともあり、企業債の借り入れも多額にのぼり、それに伴う元利償還金や一般会計繰入金も増加した。

平成25年度の決算状況においては、収益的収支には純利益が出ているが、資本的収支は建設改良費が主となっており、赤字決算となっている。

企業債は1年間で約8億円となっており、借り入れ方法の見直しによりその償還額も変わることから、慎重に検討したいとのことであった。

また、一般会計への依存度も高く、収支不足額を埋めるために、一般会計から基準内と基準外合わせて約11億円の繰り入れをしている。

下水道事業については、その恩恵を受けていない市民もいるため、基準外繰入金については、企業努力により最小限に抑える必要があると考えているとのことであった。

次に、地方公営企業法を適用したことによる効果については、使用料の適正算定が可能になったほか、適切な経営計画が策定可能となったこと、職員のコスト意識や経営意識の向上を図ることができたこと、上水道部局と統一ができ、組織が効率化したこと、住民に対する経理状況や使用料の説明が容易になったことなどが挙げられる。

一方、美濃加茂市は管渠整備から20年以上が経過しており、改築・更新時期を迎えるため、事業費が飛躍的に上昇することが予想され、適切な管理運営を行うために「事業実施計画及び事務事業計画」に基づき、「下水道収支計画」を作成している。

今後も使用料収入の伸びは期待できず、厳しい経営状況が続くことから、課題である未納対策や未水洗化促進、効率的な施設更新による維持管理費の削減、さらには複式簿記の専門知識の習得に努めていくとのことであった。



美濃加茂市にて

伊那市

【視察概要】

伊那市の下水道事業については、平成元年から整備をはじめ、農業集落排水事業が平成2年から、上下水道が平成5年から始まり、また、平成18年に旧伊那市、旧高遠町、旧長谷村が合併し、伊那市が誕生している中で、旧高遠町、旧長谷村の地域に市町村設置型合併浄化槽が点在している。

平成26年度末で、普及率は86.7%、水洗化率は85.1%である。

伊那市の特徴的な取り組みとしては、料金等収納業務を平成23年10月から業務委託し、5年契約で上下水道料金センターを市役所の1階に設置していることが挙げられる。

水洗化の促進策として、供用開始後3年以内の接続の方に融資斡旋利子補給を行っており、平成25年度実績は579件であった。また、供用開始後1年以内の接続の方には5万円を上限として接続サポート補助金を交付している。

平成19年度に公営企業会計に移行したことにより、約9億円の赤字となり、その後も純損失決算となることが見込まれたため、プロジェクトチームを立ち上げ、平成21年に「伊那市下水道事業経営健全化計画」を策定し、総事業費や維持管理経費の削減に努めるとともに、平成23年に使用料の改定を行った。この計画により、純損失が年々減少し、平成25年には単年度収支が黒字に転換、水洗化率が66%から85%に上昇、企業債残高もピーク時より22億円減少するという成果があった。

平成21年度以降は、返済以上には企業債を借りないよう努め、少しずつ減らしてきたが、一般会計よりも多い企業債残高となっているため、一般会計繰入金については、平成19年度以降はほぼ基準内繰入としている。

下水道使用料については、地形的な問題等もあるため長野県内で4番目に高く、平成23年度には14.5%値上げしているが、平成29年度に再び使用料の改定を行うことを現在検討しているとのことであった。

地方公営企業法を適用したことによるメリットとしては、経営の見通しが明らかになったこと、予算執行に弾力性を持たせることができるようになったこと、費用負担の明確化、職員の意識改革が挙げられた。

一方、デメリットとしては、複式簿記等の専門的な知識の習得や毎月の経理状況の報告のための詳細な資料の作成による事務量の増加、独立採算による繰入金等の査定の強化などが挙げられた。

今後の課題としては、人口減少や節水意識等により、使用料収入は減少することが見込まれることから、その中でいかに持続的な健全経営が行える体制にもっていくかが重要であり、企業債残高の縮減、水洗化率の向上、施設の統廃合による稼働率の向上、原価回収率の向上と汚水処理原価の圧縮等の対策が重要であるとのことであった。

また、市町村設置型合併浄化槽については、建設コストが安く、水洗化したい家のみ整備が可能で、個々での処理になるため大事に使用されるうえ、工事期間が短期間で受益効果がすぐに現れるなどのメリットがある一方で、宅地が狭いと設置できず、長期にわたり薬を服用する家庭の場合はバクテリアが死滅し水質浄化できないことや、維持管理コストが高いことなどのデメリットもあるとのことであった。



伊那市にて



【所感】

今回は、すでに公営企業会計を適用している自治体を視察し、企業会計化することで何が明らかになったのかに注目した。

公営企業会計を導入すれば、当然、独立採算を求められるが、恒久的な財源不足や施設の維持管理等の今後の運用に係る財政不足は顕著であり、一般会計からの繰り入れの増加は避けて通れない状況である。

伊那市のように、事業の見直しで改善できる部分もあるかもしれないが、下水道事業という大型で重要なインフラ整備において健全経営を行うためには、堅実な整備計画と経営健全化計画が必要であり、市町村設置型合併浄化槽などその他の整備手法も合わせて検討するべきではないか。

この課題については、多くの自治体で同じような問題に直面しており、その解決には国の財政支援も必要ではないかと考える。

本市においても、市民に対して公営企業としての経営状況を明確にし、適正な使用料及び一般会計からの繰入金のあり方について検討していく必要がある。

今後、本市においても企業会計化して初めての決算により財政状況等が明確になるであろうが、その結果をどのように捉え、健全な経営を行うための手段として、どのように分析し、どのように活用するかが重要であると考えます。